

大阪大学附属図書館総合図書館 ラーニング・コモンズ及びグローバル・コモンズ 授業等使用要項

(趣旨)

第1条 大阪大学附属図書館総合図書館ラーニング・コモンズ及びグローバル・コモンズ（以下それぞれ「ラーニング・コモンズ」、「グローバル・コモンズ」という。）の授業等使用については、この要項に定めるところによる。

(使用範囲)

第2条 授業等使用は、次の用途により使用するものとする。

- (1) 本学の教員により行われる授業
- (2) 本学の教職員等により行われる、学術研究及び教育を目的とした研修等
- (3) その他学術研究及び教育を目的とした行事等で、総合図書館の館務を掌理する副館長（以下「副館長」という。）が適当と認めるもの。

(使用責任者)

第3条 使用責任者は、本学の教職員とする。

(使用時間)

第4条 使用時間は、原則として平日の開館日の開館から閉館の15分前の間とする。

- 2 使用責任者は、準備と後片付けそれぞれ10分程度を含めて使用することができる。
- 3 使用責任者は、本学カリキュラムの授業等に合わせ、一定期間内で定期的に使用することができる。

(使用場所)

第5条 使用場所は、ラーニング・コモンズについては、コラボレーションゾーン、端末ゾーン、カウンターゾーン、フリーゾーンからのゾーン単位とし、グローバル・コモンズについては、プレゼンテーションゾーン、コラボレーションゾーン、フリーゾーンからのゾーン単位とする。ただし、用途によっては同時に複数のゾーンを使用できるものとする。

(使用手続及び許可)

第6条 使用責任者は、原則として使用開始予定日の1か月前から7日前までに、別紙様式によるラーニング・コモンズ及びグローバル・コモンズ授業等使用願（以下「使用願」という。）を附属図書館事務部図書館サービス課（以下「図書館サービス課」という。）に提出し、副館長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 副館長は、使用の状況が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用範囲から逸脱したとき
 - (2) その他この要項に違反したとき
- 2 前条により使用を許可した場合においても、総合図書館に特別の必要が生じた場合は、副館長は使用許可を取り消すことができる。

(使用方法)

第8条 使用責任者は、使用にあたり担当職員の指示に従わなければならない。

- 2 原則として、使用責任者は、参加者やその他の利用者に使用場所を告知するための掲示物等を作成し、掲示するものとする。
- 3 使用責任者は、前項で作成した掲示物等の掲示を担当職員に依頼することができる。
- 4 使用する機器の貸出手続きは、使用願に記載の上、使用責任者が行うものとする。
- 5 使用責任者は、参加者に対し館内マナーを周知するものとする。
- 6 使用責任者は、使用終了後は直ちにその場所を原状に復しなければならない。
- 7 使用責任者は、都合により使用を中止又は変更するときは、速やかに担当職員に申し出なければならない。

(損害賠償)

第9条 使用責任者は、その責に帰すべき事由により設備及び備品を毀損、汚損又は紛失したときは、

その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 ラーニング・コモンズ及びグローバル・コモンズの授業等使用に関する事務は、図書館サービス課において行う。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、総合図書館運営委員会の議を経て、副館長が行うものとする。

附 則

1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。

2 大阪大学附属図書館総合図書館ラーニング・コモンズ授業等使用要項(平成22年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

